

# 産業廃棄物収集運搬業許可

## 概要説明

① 産業廃棄物を、排出業者から委託を受けて収集し処分場等へ搬入する場合は、産業廃棄物収集運搬業の許可を受ける必要があります。

1. 産廃の許可は1県1許可が原則です。

したがって千葉県内で出た産廃を千葉県内の処分場に運ぶには千葉県知事の許可だけで済みますが、千葉県で出た産廃を茨城県の処分場に持ち込むとなると千葉県知事の許可と茨城県知事の許可も必要となります。

おまけに千葉市、船橋市などは都道府県と同じ取り扱いを受けるのでさらに大変です。例えば、鎌ヶ谷市で出た産廃を船橋市の処分場に持ち込むとなると千葉県知事の許可と船橋市長の許可が必要だというようになります。

**あらかじめどこの自治体の許可が必要なのかを確認して下さい。**

2. 産廃の許可は具体的でなければなりません。

**どこで出る、どんな（木材とかガラスとか金属とか）産廃を、どこの処分場に持ち込むかを決めておかなければなりません。**

3. 申請の前に講習会の終了が前提。

**申請の前に講習会に参加し、申請のときにその講習会の終了証のコピーを添付することになります。申し込みのお手伝いも行っております。**

4. 定款の目的に産業廃棄物収集運搬業が記載されていなければなりません。

**申請の前に定款の目的に「産業廃棄物収集運搬業」を追加して下さい。**

②新たに収集運搬業を行おうとする場合以外に、個人業者が法人を設立した場合等も、新規の許可を受ける必要があります。

③収集した廃棄物を積替えるために一時的に保管する場合（積替え保管）は、その積替え保管場所を管轄する都道府県知事の許可が必要です。

積替え保管の場合、事前協議（産業廃棄物処理計画書等の提出）が必要になります。

⑤**許可の有効期間は5年**です。更新の申請は、許可期限日3～2ヶ月前までに行う必要があります。**※更新の場合も講習を受ける必要があるので注意して下さい。**

⑥許可を取得した後に、事業範囲を変更する時（取扱う産業廃棄物の種類の追加、処理方法の変更など）は、変更の許可申請を行う必要があります。

## 許可の基準

### 〔1〕施設に係る基準

- 1. 運搬施設を有すること（運搬車、運搬容器等）。  
産業廃棄物が飛散流出しないこと。悪臭が漏れるおそれのないこと。
- 2. 積替え施設を有する場合は、必要な措置を講じた施設であること。  
産業廃棄物が飛散、流出、地下浸透しないこと。悪臭が発散しないこと。

### 〔2〕申請者の能力に係る基準

- 1. 次のものが、業を行うに足りる技術的能力を有していること。
  - ア 法人の場合 役員又は政令使用人
  - イ 個人の場合 申請者又は政令使用人  
→講習会（収集運搬課程）を受講し、修了証の交付を受けた者のことです。
- 2. 事業を的確にかつ継続して行うに足りる経理的基礎を有すること。  
事業において利益が計上されず、かつ、債務超過の状態にある場合。  
債務超過とは、貸借対照表の**負債が資産を上回った**状態です。

## 申請者の欠格要件 ※申請者と法人の役員、株主、出資者、法定代理人、政令使用人も対象

- (一) 成年被後見人、被保佐人、破産者で復権を得ないもの
- (二) 禁錮以上の刑に処せられ、執行を終えてから5年を経過しないもの
- (三) 暴力団員等
- (四) 許可を取消され、その取消の日から5年を経過しないもの

※申請を受理されてから、許可がおりるまでに60日位かかります。

## 参考

根拠法令 廃棄物の処理及び清掃に関する法律  
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則  
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令  
都道府県の条例・規則（廃棄物の処理・再利用などに関するもの）

〒277-0852 柏市旭町1丁目4番11号  
列エ行イブ 1 5F  
行政書士法人あさひ法務  
代表社員・行政書士 新山 晴美  
社員・行政書士 涌井 巧  
TEL 04-7147-0638 FAX 04-7147-0666

## ～許可後の注意事項～

### 1. 更新の前に講習会を受けることを忘れずに。

講習会を受けた後にもらう講習会修了証の有効期限は、新規は5年間、更新は2年間です。有効な講習会修了証がないと許可の更新ができません。

### 2. 許可更新は5年に一度。忘れずに。

許可の期限は5年間です。有効期間が満了する日の3ヶ月前から受付をしているので、期限日までに許可が得られるように更新の手続きを行って下さい。私どもでもお手伝いします。

### 3. 運搬車両には両側面に表示義務。

産業廃棄物を収集運搬する際には、その車両の側面に、①産業廃棄物を収集運搬している旨の表示 ②業者名 ③許可番号（下6桁）を表示しなければなりません。

### 4. 会社の名称や所在地などの変更は10日以内に。

営業所の名称の変更、所在地の変更、車両等の変更、役員等の変更等があった場合は、10日以内に変更届を提出しなければいけません。

### 5. 許可通知書の再発行はありませんので、大切に保管して下さい。

### 6. 事業を拡大するときは変更許可の申請を。

取扱う産業廃棄物の種類を拡大する場合、限定を解除する場合、業の区分を拡大する場合など、変更許可の申請をしなければなりません。

### 7. 名義貸しは禁止。

産業廃棄物収集運搬業者が、自己名義で他人に収集運搬を行わせてはいけません。

5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金又は併科の罰則があります。罰則になる事項は多々あります。詳細はお問合せ下さい。